

建設事業者向け

「賃金引上げ・価格転嫁円滑化等に関するオンラインセミナー」

建設業における価格転嫁の状況について



令和5年12月13日

新潟県土木部監理課建設業室

物価高騰による資材等価格への影響①

主な品目の価格推移（建設物価11月号）新潟



【価格】赤字：前月比上伸

【上昇率】2020年6月号（新潟）と2023年11月号（新潟）を比較

【最高値・最安値】2003年1月号以降の最安値を表示。

物価高騰による資材等価格への影響②



【価格】赤字：前月比上伸

【上昇率】2020年6月号（新潟）と2023年11月号（新潟）を比較

【最高値・最安値】2003年1月号以降の最安値を表示。

原材料価格高騰の影響に関する緊急調査

県産業労働部

1. 調査概要

【調査対象】 510社（16商工会議所（27,135社）及び見附商工会（800社）の会員企業から、各30社を抽出）

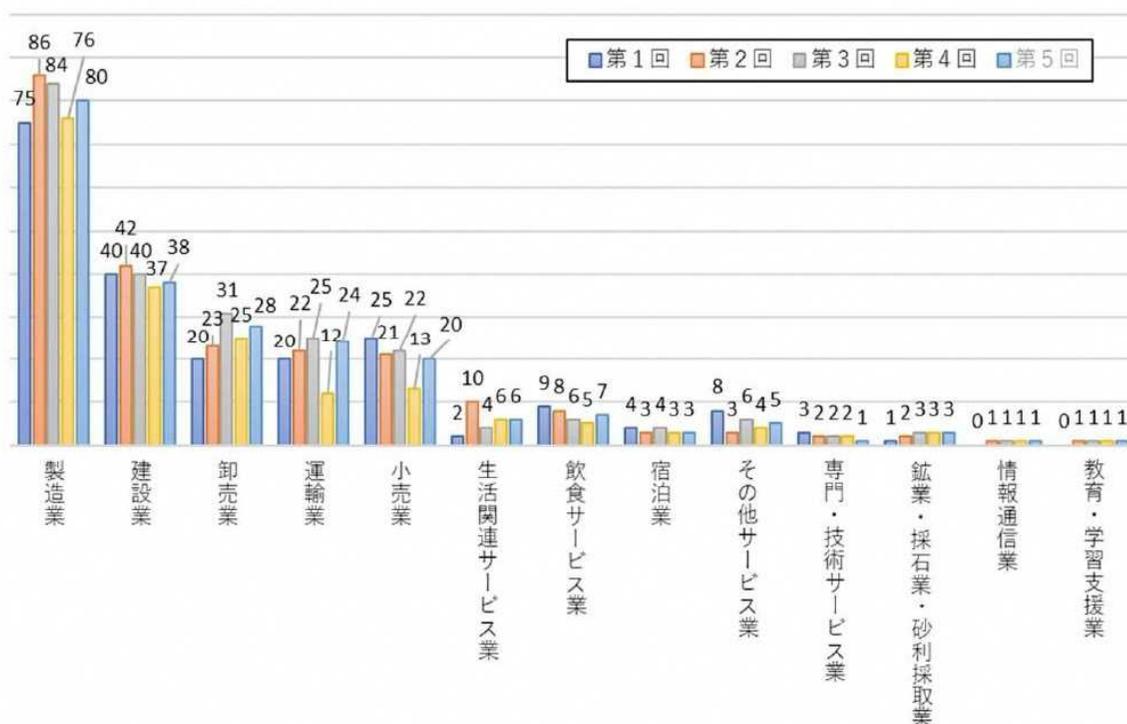
【調査方法】 調査票を郵送し、FAX、電子メール、電子申請システムで回答

【調査期間】 第1回：R4.4.26～R4.5.16、第2回：R4.7.27～R4.8.16、第3回：R5.1.10～R5.1.30、
第4回：R5.4.26～R5.5.17、**第5回：R5.8.25～R5.9.13**

2. 調査結果

【回答数】 第1回：207社（回収率40.5%）、第2回：224社（回収率43.9%）、第3回：229社（回収率44.9%）、
第4回：188社（回収率36.9%）、第5回：217社（回収率42.5%）

回答数（業種別）



| 業種名 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 製造業 | 75 | 86 | 84 | 76 | 80 |
| 建設業 | 40 | 42 | 40 | 37 | 38 |
| 卸売業 | 20 | 23 | 31 | 25 | 28 |
| 運輸業 | 20 | 22 | 25 | 12 | 24 |
| 小売業 | 25 | 21 | 22 | 13 | 20 |
| 生活関連サービス業 | 2 | 10 | 4 | 6 | 6 |
| 飲食サービス業 | 9 | 8 | 6 | 5 | 7 |
| 宿泊業 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| その他サービス業 | 8 | 3 | 6 | 4 | 5 |
| 専門・技術サービス業 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 情報通信業 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 教育・学習支援業 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 207 | 224 | 229 | 188 | 217 |

原材料価格高騰が与える収益への影響（全産業）

Q. 今般の原材料価格高騰による仕入価格の上昇が、どの程度収益に影響を及ぼしていますか？



| 項目 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収益を大きく圧迫 | 48.8% | 42.0% | 51.5% | 45.7% | 44.2% |
| 収益をやや圧迫 | 40.1% | 43.8% | 39.7% | 43.1% | 48.8% |
| 収益への影響は小さい | 8.7% | 10.7% | 7.9% | 11.2% | 6.5% |
| 収益への影響は殆どない | 1.9% | 3.6% | 0.9% | 0.0% | 0.5% |
| 無回答 | 0.5% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

※小数点第2位四捨五入

Q. 今後の仕入価格の変動が、収益に及ぼす影響をどの程度見込んでいますか？

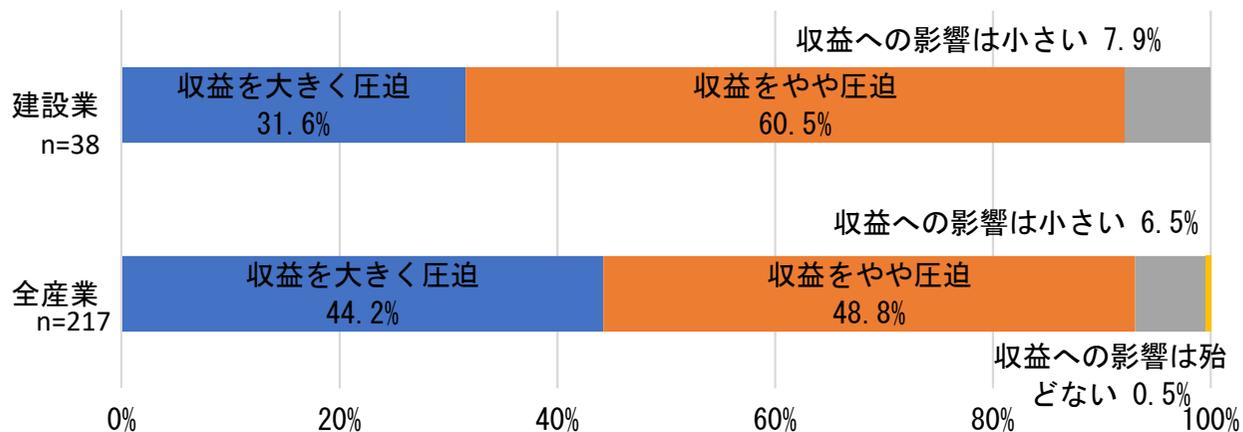


| 項目 | 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収益を大きく圧迫 | 58.0% | 48.7% | 57.6% | 47.3% | 47.0% |
| 収益をやや圧迫 | 34.8% | 41.1% | 36.7% | 42.0% | 45.6% |
| 収益への影響は小さい | 5.3% | 8.5% | 4.8% | 10.6% | 6.9% |
| 収益への影響は殆どない | 1.4% | 1.8% | 0.9% | 0.0% | 0.5% |
| 無回答 | 0.5% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

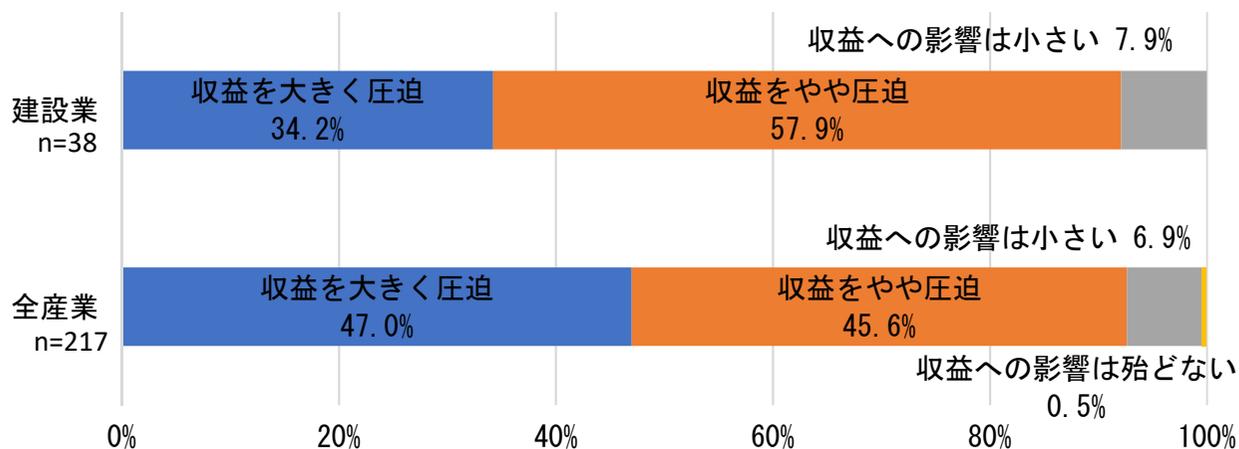
※小数点第2位四捨五入

原材料価格高騰が与える収益への影響（建設業・全産業）

Q. 今般の原材料価格高騰による仕入価格の上昇が、どの程度収益に影響を及ぼしていますか？

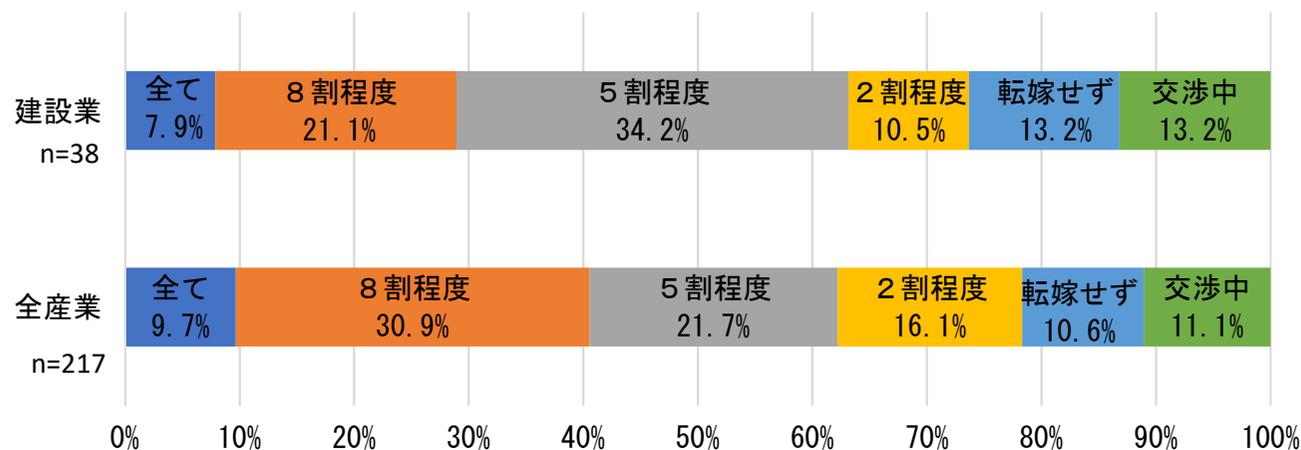


Q. 今後の仕入価格の変動が、収益に及ぼす影響をどの程度見込んでいますか？

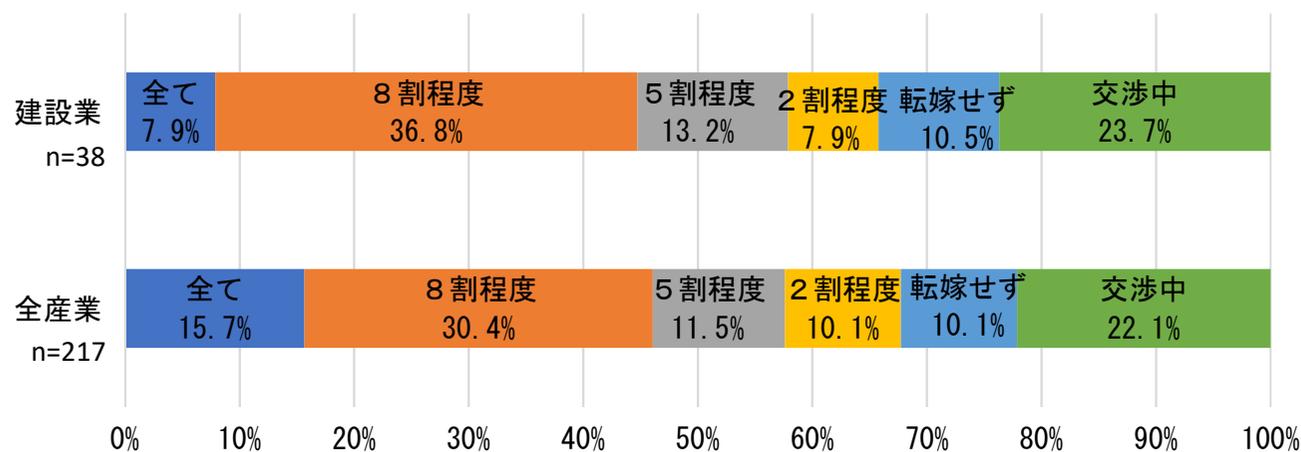


価格転嫁の状況（建設業・全産業）

Q. 仕入価格の上昇を価格転嫁できましたか？

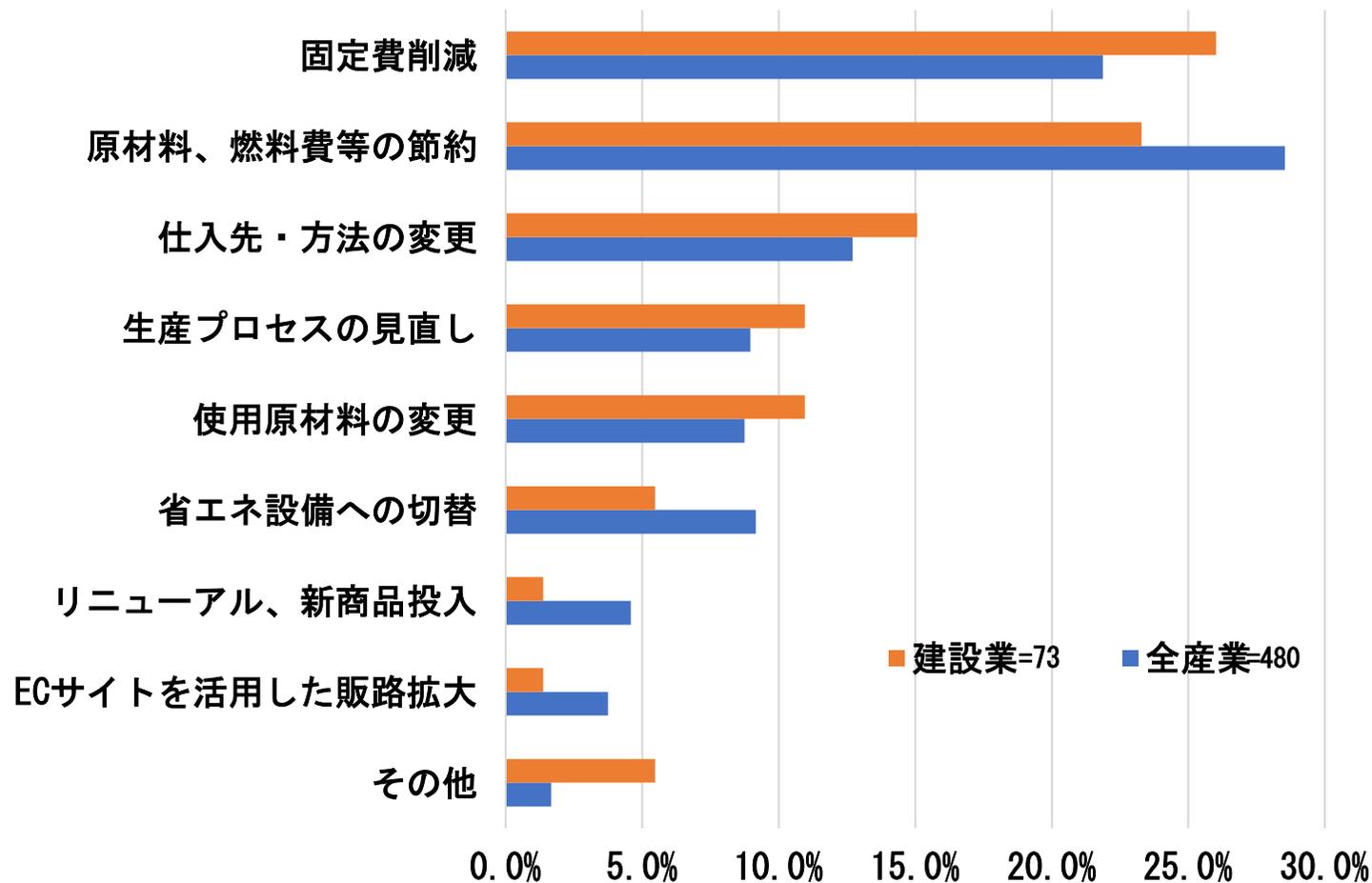


Q. 今後の価格転嫁の見込みは、どのようですか？



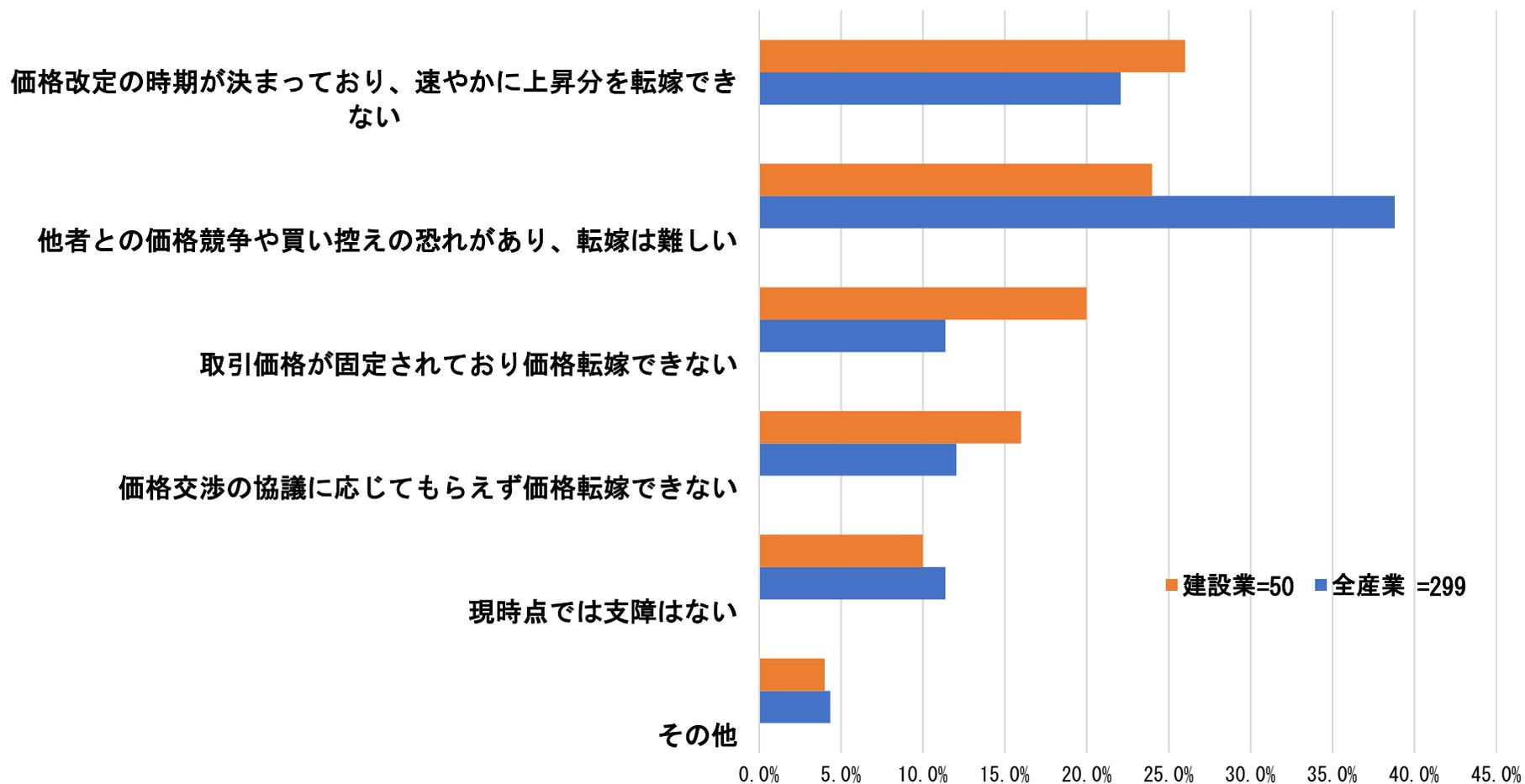
価格転嫁以外の対応（建設業・全産業）

Q. 仕入価格の上昇などに対応するため、価格転嫁以外に、どのような対応をしていますか？
（複数回答可）



【その他】：外注、生産性向上、内部組織構造の見直しや経済計画の作成、仕入先との交渉

価格転嫁における課題（建設業・全産業）



【その他】：取引会社も苦しい、各材料の値上がり時期がバラバラなので転嫁のタイミングが難しい

適切な価格転嫁や「パートナーシップ構築宣言」の普及等に向けた緊急要請

○昨今の原材料価格等の高騰は、県内事業者幅広く影響を及ぼしていることから、適切な価格転嫁により、サプライチェーン全体で負担していくことが急務。

【要請内容】

- 下請企業→相談窓口の利用、価格交渉セミナー等への参加と合わせ積極的な価格交渉
- 元請企業→遅滞なく協議に応じ、原材料・エネルギー価格等の上昇分を考慮した価格決定
- 全企業→取引先との共存共栄関係を宣言する「パートナーシップ構築宣言」への登録

【パートナーシップ構築宣言】

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの。

- ・ 全国登録数：36,203社→うち建設業：3,788社
- ・ 本県登録数：454社→うち建設業：46社

建設業におけるサプライチェーンの関係者

発注者

元請業者

下請業者

資材業者

建設機械
賃貸業者

仮設機材
賃貸業者

警備業者

運送
事業者

建設関連
事業者

相互理解と信頼によって支えられる互恵的な取引関係を構築

建設業法令遵守ガイドライン

○建設業法令遵守ガイドライン

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として国土交通省が策定。

令和4年8月改訂

原材料費等高騰を踏まえた建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保を反映。

令和5年6月改訂

原材料費等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあることを明記。

【建設業法と独占禁止法との関係】

建設業法第42条では、国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3（下請代金の支払）第1項、第24条の4（検査及び引渡し）又は第24条の6（特定建設業者の下請代金の支払期日等）第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が独占禁止法第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができると規定。

価格転嫁に関する下請中小企業振興法の取扱い

- 建設業法：建設工事の請負契約が対象
- 下請中小企業振興法：全ての取引が対象
 - ➡振興基準：下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準

【振興基準】

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1 対価の決定の方法の改善

(4) 建設、大型機器の製造その他における見積り及び発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、親事業者は、前払い比率及び期中払い比率をできる限り高めるよう努めるものとする。また、これらの取引において、期中に労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、親事業者は、期中の価格変更ができる限り柔軟に応じるものとする。

相談窓口

新潟県土木部監理課建設業室

建設業者(県知事許可)からのお問い合わせ・ご相談、建設業法違反通報や元請下請間のトラブルについて。

■TEL:025-280-5386 (午前8時30分から午後5時15分・土日祝日除く)

建設業フォローアップ相談ダイヤル(国土交通省)

労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策、価格転嫁などの建設業に関する様々な相談を総合的に受付。

■TEL:0570-004976 (午前10時から12時、午後1時30分から5時・土日祝日除く)

建設業取引適正化センター

建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等の苦情、トラブルのご相談。

■TEL:03-3239-5095 (午前9時30分から午後5時・土日祝日除く)

下請かけこみ寺(にいがた産業創造機構)

中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、専門家に対応。匿名での相談受付も可能。

■TEL:0120-418-618 (午前9時から正午、午後1時から午後5時・土日祝除く)

新潟県よろず支援拠点(にいがた産業創造機構・価格転嫁サポート窓口)

価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押し。

■TEL:025-246-0058 (午前9時から午後5時30分まで(土日祝日除く))